

環境基本計画（中間見直し）へのパブリックコメント意見対応表

| 主 題 | 番 号 | 意 見 内 容（ 概 要 ） | 対 応 |
|---------------------------|-----|--|--|
| 自然の保 全 | 1 | 二村山を通る都市計画道路（平手豊明線・大根若王子線）建設にあたり、計画変更を望みます。 | 広域的な交通の見直しを踏まえ、自然と利便性が両立する最良の方法を模索しながら検討します。 |
| | 2 | 身近にいる生物の保護と分布調査が必要では。二村山・三崎水辺公園・唐竹公園における赤トンボ・カブトムシ・ひき蛙が減少している。 | 現時点では、特定の場所について調査を実施することは困難ですが、市域の希少生物についてまとめたデータはありますのでご覧ください。 |
| 風景の保 全 | 3 | 「住生活基本法」が制定されたので、町並み保存地区等を指定したらどうであろうか。 | 関係者の方々と議論を重ねたうえで、施策を推進して行きます。 |
| ため池等 の水辺の 保全・活 用 | 4 | 勅使池整備事業は市民の意見が反映されていない。 三崎水辺公園の改修工事へは近隣の小中学生の意見も反映できたらよかった。 ため池や河川の整備にあたって十分な行政内の連携をしてもらいたい。 | 勅使池整備事業は、平成13年度より調査を始め、県事業として進めてまいりました。「勅使池の自然保護と施設整備を考える会」は、平成14年度に地元有識者を中心に立上げられ、委員と県が直接意見交換し計画策定に深く関わっていただきました。また、計画当初において各種団体からご意見をいただき、アンケート調査も実施し、市民の皆様のご意見もいただきました。 下水道課の総合流域防災事業・都市計画課の都市公園整備事業及び環境課等と連携を図っていきます。 |

| | | | |
|-------------|---|--|---|
| 水質の浄化 | 5 | <p>ため池（勅使池・三崎池）の浄化への取組みが必要である。</p> <p>河川（境川）の水質浄化を図るために、情報の提供の強化を図ってもらいたい。</p> | <p>勅使池整備事業において、ヨシ等の水生植物植栽による浄化対策を計画中です。</p> <p>なお、三崎池は、浄化目的の改修工事の予定はありません。</p> <p>市では、年2回（春・秋）境川大橋地点で水質調査を実施し、「豊明市の環境概況」にデータを公表しています。今後も実施してまいります。他に6河川水質調査しています。</p> |
| 産業活動の支援 | 6 | <p>I S Oを新たに10企業増やす対策...認証手続きに費用がかかり返上する企業がでてきたので、安くて持続可能な制度の制定が必要ではないか。</p> | <p>環境審議会においても、I S O取得事業者の数で施策の進行状況を図ることは望ましくないとご意見をいただき、次期5年間の短期目標に反映しました。</p> |
| 農地の保全・農業の支援 | 7 | <p>遊休農地の現状と目標数値、問題点、対策を明示すべきだ。</p> <p>たとえば、農地576haのうちの遊休農地が何haあり、そのうち何haを市民菜園にしていくか？市民菜園一区画の面積、転作の現状と目標数値、問題点、対策も。</p> | <p>農地576haのうちの遊休農地が23haあり、そのうち所有者の同意を得られたものから順次1haを目標に市民菜園等にします。現在一区画25～30㎡であるが、将来的には50㎡以上の区画を検討して行きたい。</p> <p>平成16年度に国の農政方針に変更があり、市へ直接米の生産量の提示があり、市は堅守してきた。今後国の保護政策がなくなり、生産者自らの責任で生産から販売まで行うこととなります。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>ごみ堆肥を利用した農地についても現状と目標数値、問題点、対策を明示すべきだ。</p> <p>農業の後継者不足などの問題についても具体的に問題点や対策を市民に対しても明らかにし、より良い対策を市民とともに考えていくべきだ。同時に農地、農業の環境に対する位置づけを市民とともに考える機会にしてもらいたい。</p> <p>都市化する市街化区域内の農地の治水、憩い等の機能の再認識をすること。また人口減少化社会で市街化区域内の農地も比較的ではあるが保全していく可能性も大きくなっていくが、どのように保全していくか考えていくべきだ。</p> <p>都市マスタープラン等、他の計画との整合性、統合化を図っていくべきだ。</p> | <p>生ごみ堆肥の年間生産量は、約270トンと試算し、その内約200トンを市内の農地に還元し、農産物のブランド化を計画しています。農業後継者不足という問題をかかえソフト面での対策が必要である。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により利用権設定により、休耕地の減少を図り、その受け手である担い手農家としてオペレーターを中核とした農業生産法人に利用集積し、遊休農地・後継者不足問題の解消を図ります。</p> <p>市街化区域内の農地は、生産緑地指定された農地のみが一定期間保全対象となります。</p> <p>環境基本計画と他の計画において、豊明市の方向性を見つつ検討してまいります。</p> |
|--|--|---|

| | | | |
|----------------------|----|--|---|
| より良い 道路環境 づくり | 8 | <p>信号の多い所でのアイドリングストップ運動をもっと強力に、特に県道瀬戸大府東海道線は信号が多く、問題が多いのではないか。</p> | <p>県条例にもアイドリングストップに対する意識向上を図ることが明記されていますので、市としても方針に従って行っていきます。</p> |
| 環境汚染 のないま ちづくり | 9 | <p>公害防止委員と地域環境保全委員の違いはどこにあるか。 市の廃棄物5条例での罰則内容をもっと周知すべきだ。 環境監視委員の活動内容。その処置の方法・結果を詳細に公表してもらいたい。 県との合同立入り調査の内容も詳細に公表してもらいたい。</p> | <p>愛知県条例が改正され名称が変更になり、活動範囲が自然環境全般と広がりました。 罰則の周知を図ります。 個人情報保護法を鑑みて、公表できるものは「豊明の環境概況」にて公表させていただきます。</p> |
| ごみから 超ごみへ の転換 | 10 | <p>ごみの不法投棄防止にあたり「まちづくりマップ」作成時に、どの地区に不法投棄が多いかというような情報をのせてみてはどうでしょうか。</p> <p>生ごみ堆肥化事業の今後の推進計画と問題点を明らかにし、公表を希望します。</p> | <p>今後まちづくりマップの計画があれば、情報を提供できないか協議させていただきます。 平成20年度末までに約8,000世帯に拡大します。 これにより、生ごみを年間約600トン収集し堆肥を約270トン生産します。 意識改革・コストの削減・堆肥の有効活用をはかるには、</p> |

| | | | |
|-------------------|-----|--|--|
| | | | 市民のみなさんの協力とご理解が必要になります。 |
| 地球規模で考えるこのまちの取り組み | 1 1 | <p>地球温暖化防止対策について</p> <p>庁内環境保全率先実行計画のしっかりとした取組とその結果の公表を</p> <p>市役所増設施設へ断熱材等により対策をはかったか</p> <p>雨水利用対策は実施されているか。</p> <p>省エネ対策への取り組みはどうか。</p> | <p>平成13年度～17年度までの実行計画が終了し、18年度から新たな計画策定（5年間分）を行った。地球温暖化防止を図るために二酸化炭素の排出抑制を目指した。半期ごとに電気・ガス使用量の目標を定め、その結果をホームページ等で公表します。</p> <p>庁舎東館の建設にあたって断熱材等（スタイロフォーム）を施工し、冷暖房の効率を図った。</p> <p>雨水貯留タンク（15トン）を地下に設け、東館トイレの洗浄水に利用しています。</p> <p>東館の照明は、高効率のHf蛍光灯（省エネタイプ）を採用し、さらに窓側には、外光を検知して適切な明るさに調光できるシステムを併用している。最大11%省エネ可能です。</p> <p>東館トイレの照明は、人の動きを検知して消灯調光するシステムを採用し、最大63%省エネ可能です。</p> |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| その他 | 1 2 | 市の環境基本法は、保全と創造と同格扱いになっているが、創造の項目が欠落しているので、実施計画案を示してほしい。 | 創造の部門は事業主体部署と密接な関係にあり、担当部署と連携を取りながら推進して行きます。 |
| | 1 3 | 市の環境審議会委員に、地域を知る専門家を入れるべきである。 | 委員選出にあたり、学識経験者及び公募委員の枠内にて対応して行きます。 |
| | 1 4 | 検証事項の評価がアンバランスである。具体的に1年毎の計画と実施を再構築し、公表する必要があるのでは | 評価については、環境審議会にいただいたものです。今回5年間分をまとめて行いましたが、19年度より毎年検証作業を実施します。 |
| | 1 5 | 新しく食品リサイクル法施行に伴い、スーパー・飲食店等に対する発生抑制減量化の推進を図るべきではなからうか。 | 「ごみ減量と資源リサイクルの推進」で対応させていただきます。 |
| | 1 6 | アスベスト問題について 民間施設の対策の強化。アスベストを使用したブレーキ等の製品の処理方法の検討実施をしてもらいたい。 | 民間施設の解体工事については、労働基準局・県と一体となって、被害が発生することのないように対策をとりまとめます。 アスベスト製品の処理については、国・県の指針に基づき処理します。 |
| | 1 7 | パブリックコメントに対するご意見 年末年始休暇をまたいで行ったが、市民の声を反映させるなら配慮が不足しているのではないかと検討してもらいたい。 | 資料を整え、答申の時期を考慮したところこの時期になってしまったことをお詫びします。 |